

記入例

こちらの申告書は、認定経営革新等支援
機関等の確認を受けた後に、小鹿野町役
場税務課に提出してください。
(令和3年2月1日まで)

令和 3 年 1 月 2 9 日

小鹿野町長 様

住 所

埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野〇〇番地

連絡先 0494-75-1221

氏名(名称) 有限会社 鹿役製作所

業 種 名 電気機械器具製造業

代表者氏名 代表取締役 小鹿 太郎 ㊟

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産
に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告

地方税法附則第63条(※)に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償
却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について下記のとおり申告いたします。

※令和2年12月31日以前は附則第61条

記

比較する3ヶ月間の最初の月日と最
後の月日を記入してください。(最初の
月期が2月より前または最後の月期
が10月より後は対象外です。)

1 事業収入割合について

令和2年 5 月 1 日から同年 7 月 31 日 令和2年2月から10月までの連続する3月を記載			令和元年 5 月 1 日から同年 7 月 31 日 左の期間の前年同期を記載		
5 月期	6 月期	7 月期	5 月期	6 月期	7 月期
250,000 円	100,000 円	50,000 円	200,000 円	250,000 円	150,000 円
合計：400,000 円・・・①			合計：600,000 円・・・②		
事業収入割合：66 % (① / ②) ※小数点以下切り捨て					

- ☐ 50%以下 (地方税法附則第63条第1項第1号に該当)
(=事業収入が前年同期比で50%以上減少している場合 軽減率: 全額)
- ☐ 50%超70%以下 (地方税法附則第63条第1項第2号に該当)
(=事業収入が前年同期比で30%以上50%未満減少している場合 軽減率: 1/2)

2 特例対象資産について

申告の有無	資産	納税通知書番号(令和2年度)
○	事業用家屋(別紙のとおり)	0001221
○	償却資産	0001221

※1 申告する資産に○をつけてください

※2 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。
(この申告書のほか、令和3年度の償却資産申告書の提出が必要です。)

3 誓約事項について ➡ 誓約事項の内容と相違がある場合は、特例措置に該当しませんので、ご注意ください。

以下の（１）から（４）について、事実に相違ないことを誓約します。

- （１）「１ 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- （２）申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- （３）（申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合、）申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が１億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
- ① その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。）の総数又は総額の２分の１以上が同一の大規模法人（※）の所有に属している法人
- ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の３分の２以上が大規模法人の所有に属している法人
- ※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第27条の４第12項に規定する大規模法人のことをいう。
- （４）（申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第10条第７項第６号に規定する中小事業者である場合、）申告者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下であること。

【認定経営革新等支援機関等確認欄】 ➡ 申告者は、この枠内には記入しないでください。

上記１～３の申告内容について、記載どおりである旨確認しました。

住 所
名 称
代表者役職
代表者氏名 (印)

認定経営革新等支援機関等担当者名
認定経営革新等支援機関等電話番号
認定経営革新等支援機関等担当者メールアドレス

（備考）

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第63条第4項又は第5項の規定に基づき１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があることに留意すること。
- 「連絡先」については、日中連絡がとれる電話番号等を記載すること。
- 「氏名（名称）」については、個人事業主にあつてはその氏名を、法人にあつてはその名称を記載すること。
- 「業種名」については、日本標準産業分類における中分類で記載すること。
- 本特例の申告にあつては、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けること。
- 本特例の申告は令和３年２月１日までに小鹿野町役場税務課に対して行うこと。

(別紙) 特例対象資産一覧

家屋の所在		床面積	
所在	小鹿野町小鹿野××番地	134.60 m ²	うち事業用
家屋番号等	△△△－△ (□□)		67.3 m ² 50%
所在		m ²	うち事業用
家屋番号等			m ² %
所在		m ²	うち事業用
家屋番号等			m ² %
所在		m ²	うち事業用
家屋番号等			m ² %
所在		m ²	うち事業用
家屋番号等			m ² %
所在		m ²	うち事業用
家屋番号等			m ² %
所在		m ²	うち事業用
家屋番号等			m ² %
所在		m ²	うち事業用
家屋番号等			m ² %
所在		m ²	うち事業用
家屋番号等			m ² %

- ※1 前年度における課税明細書に記載の単位で記入すること。(前年度における課税明細書に記載のない家屋については、家屋番号の単位で記入すること。)
- ※2 事業専用割合が分かる資料(青色申告決算書等)を添付すること。
- ※3 認定支援機関等の確認を受けた後、資産の異動・取得等があった場合には再度提出の上、確認を受けること。
- ※4 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなること。